○国土交通省令第三十六号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）及び海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第一節・第二節　（略）	第一節・第二節　（略）
第三節　課の内部組織等	第三節　課の内部組織等
第一款～第五款　（略）	第一款～第五款　（略）
第六款　削除	第六款　監察官及び監察企画官（第五十六条）
第二章　（略）	第二章　（略）
第三章　監察官（第百二十二条）	（新設）
第四章　雑則（第百二十三条）	第三章　雑則（第百二十二条）
附則	附則
第六款　削除	**第六款**　監察官及び監察企画官（第五十六条）
第五十六条　削除	（監察官及び監察企画官）
第三章　監察官（第百二十二条）	**第五十六条**　海上保安庁に、監察官及び監察企画官それぞれ一人を置く。
（監察官）	2　監察官は、首席監察官のつかさどる職務を助ける（監察企画官の所掌に属するものを除く。）。
第百二十二条　海上保安庁に、監察官一人を置く。	3　監察企画官は、命を受けて、首席監察官のつかさどる職務のうち特定事項に関するものを助ける。
2　監察官は、首席監察官のつかさどる職務を助ける。	（新設）
第四章　雑則（第百二十三条）	**第三章**　雑則（第百二十二条）
第百二十三条　（略）	**第百二十二条**　（略）
附　則	**附　則**
1・2　（略）	1・2　（略）
（削る）	（監察企画官の設置期間の特例）
	3　監察企画官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の施行に伴い、船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十条第四項及び第八十二条の二第五項の規定に基づき、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令及び船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌